結城市 子ぞも・子育て支援事業計画









平成27年3月

結 城 市



はじめに

結城市長 前場文夫

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化していることに鑑み、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、社会の宝である一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されました。

結城市では、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を基本理念とした「結城市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画は、結城市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定された平成26年度までの「結城市次世代育成支援後期行動計画」の一部を引き継ぎ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子育て支援施策を円滑に実施するため、結城市総合計画や地域福祉計画をはじめ、同時期に策定いたしました「第2次結城市障害者プラン」などとの調和をはかっています。

今後においては、計画に基づいた施策を推進することにより、子どもや子育て世帯のみならず、誰もが安心して暮らせる結城市を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、計画内容にご協力いただきました「結城市子ども・子育て会議」委員の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

目 次

第1草 計画の考え方	1
第1節 計画の趣旨	2
(1)子育て支援対策の経緯	2
(2) 計画の根拠・位置づけ	3
(3)計画の期間	4
(4) 計画の策定	4
第2節 計画の理念・基本目標	5
(1) 計画の理念	5
(2) 基本目標	5
第2章 子どもをとりまく現状	7
第1節 地域と子ども・世帯の現状	8
第2節 アンケートからみる子どもの現状1	4
第3節 子育て支援施策2	24
第3章 施策の展開2	27
基本目標1 教育・保育、子育て支援事業の充実2	28
施策の方向1 教育・保育施設等の一体的整備2	29
施策の方向 2 地域子育て支援事業の充実3	31
施策の方向3 相談・情報提供の充実3	34
基本目標 2 きめ細かな子育て支援の仕組みづくり3	36
施策の方向1 児童虐待防止対策の推進3	37
施策の方向2 ひとり親家庭等への経済的な支援3	39
第4章 子ども・子育て支援重点事業4	12
(1)基本指針4	13
(2) 教育・保育の提供区域の設定4	13
(3) 教育・保育の見込量と確保方策4	14
(4) 教育・保育の確保方策4	15
(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策5	51
資 料6	32
結城市子ども・子育て会議設置条例6	3
結城市子ども・子育て会議委員名簿6	35
策定の経緯6	36

第1章 計画の考え方

第1節 計画の趣旨

(1) 子育て支援対策の経緯

1 子どもの育ち及び子育てをめぐる現状

少子高齢化社会の進展や経済社会の変動に伴い、共働き家庭・核家族世帯の増加、長時間労働や非正規雇用の増加等、地域・家庭における子どもの育ち及び子育ての環境は大きく変化しています。就労の有無にかかわらず、多くの家庭で子育てについての不安や負担、孤立感が高まっています。また、地域においては、児童虐待や犯罪の危険、交通事故など子どもの安全がおびやかされるような状況があります。

子育てに不安や悩みをかかえる母親への支援をはじめ、子育て家庭への支援を強め、どのような家庭環境にあっても、一人ひとりの子どもが等しく、健やかな育ちが保障され、「子どもの最善の利益」(注)が実現されるような地域社会を、地域みんなの力で実現することが求められています。

(注)「子どもの最善の利益」:「児童の権利に関する条約」(国連平成元年採択、日本は平成 6年に批准)に定められている条文で、子どものことを決める場合子どもにとって最もよいことを考えなくてはならないという基本原則の一つ。

2 子育て支援対策の経緯

平成 24 年、国においては「子ども・子育て支援法」の制定、児童福祉法等関係法律の 改正を行い、子ども・子育て支援新制度を創設し、子ども・子育てに関わる事業を総合的・ 計画的に実現していくこととしました。

当市においては、平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法により「結城市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援に関わる総合的な対策を推進してきたところです(注)。

このたび、子ども・子育て支援法に基づき、当市における子ども・子育て支援新制度の施行を図るために、「結城市子ども・子育て支援事業計画」を策定することにしたものです。

(注)次世代育成支援対策推進法:次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年に地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため制定されました。平成26年にさらに10年間延長することが定められました。

(2) 計画の根拠・位置づけ

1 結城市子ども・子育て支援事業計画

この計画は、結城市において、子ども・子育て支援法第 61 条を根拠とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という)を定めるものとする。

なお、結城市次世代育成支援後期行動計画は平成 26 年度までの計画期間で、子育てに関わって広く保健医療・福祉・教育・生活環境等を含めた総合的な性格の計画でした。

これらの事業のうち、子ども・子育て支援に関わる直接的な事業は、引き続き、本事業計画で推進します。また、他の子育て支援に関わる多面的な事業については、関連担当課により実施していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、結城市総合計画及び地域福祉計画をはじめ、当市の関連する主な分野別の 計画(健康増進計画,障害者計画、障害福祉計画等)と調和を保って策定しています。

(3) 計画の期間

「子ども・子育て支援事業計画」は5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は平成27年度から31年度までとします。

また、この計画は、子ども・子育て支援新制度の施行に関わる事業計画であるため、毎年度の進捗状況の点検・評価を行うと共に、社会経済情勢の変動に伴い、計画期間中途の年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。



→ 適宜見直し

(4) 計画の策定

結城市子ども・子育て支援事業計画は、当市の子ども・子育てに関連する市民代表と共に、事業者、団体・機関及び有識者によって構成される結城市子ども・子育て会議が審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、就学前児童のいる子育 て家庭へのアンケート調査の実施、パブリックコメントの実施を行って策定しました。

【アンケート調査の概要】

○調査期間 : 平成 25 年 12 月

○調査対象及び票数:就学前児童の保護者 1,500 人を無作為抽出

○調査方法 : 郵送による配布、回収

○回収結果

区分	対象	回収	有効回収
就学前	1,500 件	728 件	724 件
松子 則	1, 500 1午	48.5%	48.3%

第2節 計画の理念・基本目標

(1) 計画の理念

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念を結城市において実現するために、 次の理念を掲げます。

ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり

■子ども・子育て支援法(基本理念)

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが 健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(2) 基本目標

計画の理念に向けて事業を組み立てるため、次の二つの基本目標を定めます。

基本目標1 教育・保育、子育て支援事業の充実

教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)の整備・充実及び地域子ども・子育て支援事業を骨格にして、子ども・子育て関連事業を総合的に推進します。

基本目標2 きめ細かな子育て支援の仕組みづくり

経済的に恵まれない家庭の子ども、特別な配慮を必要とする子どもと子育て家庭に対してきめ細かな事業を実施します。

(3) 施策体系

基本目標 基本施策 施策の方向性 1 教育・保育施設等の 1. 教育・保育施設の整備 一体的整備 2. 地域型保育事業の整備 1. 地域子ども・子育て支援事業 教育・保育、 2 地域子育て支援事業 2. 多様な子育てニーズにこたえる の充実 子育て支援 支援事業 事業の充実 1. 相談事業 3 相談・情報提供の充実 2. 情報提供事業 1 児童虐待防止対策の 1. 児童虐待の発生予防 2 推進 2. 児童虐待防止の啓発 きめ細かな 子育て支援の 1. 子育て家庭への経済的な支援 2 ひとり親家庭等への 2. 児童の就学に対する援助 仕組みづくり 経済的支援 3. ひとり親家庭への支援

第2章 子どもをとりまく現状

第1節 地域と子ども・世帯の現状

1 結城市人口の推移

平成 26 年 10 月 1 日現在の結城市人口(常住人口)総数は、51,642 人で、内訳は 15 歳未満人口が 13.0%、15~64 歳人口が 60.3%、65 歳以上人口が 26.4%(高齢化率)です。人口総数は減少傾向にあります。

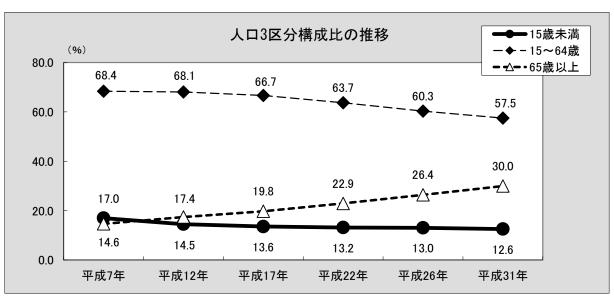
推計によると平成 31 年の人口総数は 50,780 人の見込みです。15 歳未満人口や 15~64 歳人口は、今後も減少傾向が続きます。他方、65 歳以上人口は増加していき、高齢化率は 30.0%で引き続き少子高齢化傾向が進展していく見込みです。

単位:人、%

	区分			実績人口			推計人口
	区刀	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
	15歳未満	9,128	7,658	7,120	6,905	6,732	6,378
3区分	15~64歳	36,777	35,929	34,966	33,434	31,144	29,186
	65歳以上	7,872	9,187	10,369	12,027	13,638	15,216
	総数	53,777	52,774	52,460	52,494	51,642	50,780
	15歳未満	17.0	14.5	13.6	13.2	13.0	12.6
割合	15~64歳	68.4	68.1	66.7	63.7	60.3	57.5
	65歳以上	14.6	17.4	19.8	22.9	26.4	30.0
	15歳未満	ı	△ 16.1	△ 7.0	△ 3.0	△ 2.5	△ 5.3
5年毎の	15~64歳	-	△ 2.3	△ 2.7	△ 4.4	△ 6.8	△ 6.3
伸び率	65歳以上	_	16.7	12.9	16.0	13.4	11.6
	総数	_	△ 1.9	△ 0.6	0.1	Δ 1.6	△ 1.7

注1: 平成7年~22年は国勢調査、平成26年は常住人口10月1日現在、年齢不詳があるため、内訳の合計は総数に一致しない

注3:5年毎の伸び率のうち、平成26年は平成22年に対する伸び率、31年は26年に対する伸び率



注2: 平成31年は、コーホート変化率法による推計値(各年10月)

2 児童人口の推移

平成 26 年 10 月 1 日現在、結城市の 18 歳未満児童人口計(常住人口)は 8, 125 人です。 $0\sim5$ 歳人口、 $6\sim11$ 歳人口、 $12\sim17$ 歳人口、及び児童人口計は、いずれも減少傾向にあります。

推計では、今後も児童人口数は減少していき、平成31年には7,757人の見込みです。

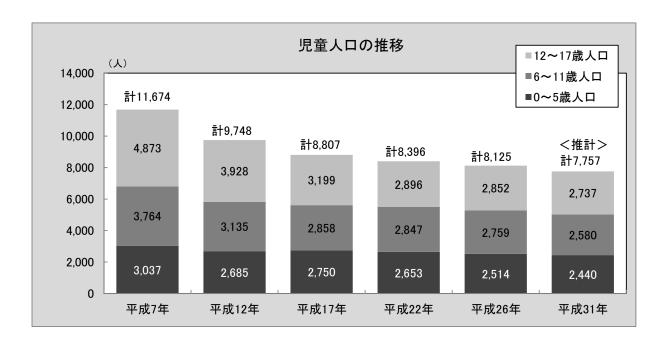
単位:人、%

	区分			実績人口			推計人口
	运 力	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
	0~5歳人口	3,037	2,685	2,750	2,653	2,514	2,440
区分	6~11歳人口	3,764	3,135	2,858	2,847	2,759	2,580
	12~17歳人口	4,873	3,928	3,199	2,896	2,852	2,737
	児童人口計	11,674	9,748	8,807	8,396	8,125	7,757
	0~5歳人口	26.0	27.5	31.2	31.6	30.9	31.5
割合	6~11歳人口	32.2	32.2	32.5	33.9	34.0	33.3
	12~17歳人口	41.7	40.3	36.3	34.5	35.1	35.3
	0~5歳人口	1	Δ 11.6	2.4	△ 3.5	△ 5.2	△ 2.9
5年毎の	6~11歳人口	-	△ 16.7	△ 8.8	△ 0.4	△ 3.1	△ 6.5
伸び率	12~17歳人口	-	△ 19.4	△ 18.6	△ 9.5	△ 1.5	△ 4.0
	児童人口計	-	△ 16.5	△ 9.7	△ 4.7	△ 3.2	△ 4.5

注1:平成7年~22年は国勢調査、平成26年は常住人口10月1日現在、年齢不詳があるため、内訳の合計は総数に一致しない

注2: 平成31年は、コーホート変化率法による推計値(各年10月)

注3:5年毎の伸び率のうち、平成26年は平成22年に対する伸び率、31年は26年に対する伸び率



3 子ども世帯等の現状

平成22年、6歳未満親族のいる一般世帯数は2,036世帯、一般世帯数比11.7%です。 平成7年との比較では、茨城県では14.6%の減少ですが、当市では10.8%減少しています。

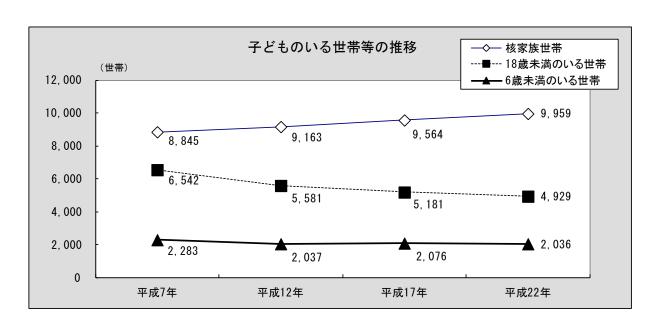
18 歳未満親族のいる一般世帯数は 4,929 世帯、一般世帯数比 28.3%です。平成 7 年との比較では、茨城県では 19.1%の減少ですが、当市では 24.7%の減少です。

また、夫婦のみの世帯などの核家族世帯数は、一般世帯数比 57.1%です。茨城県では 57.7%です。母子世帯数は平成7年から1.6倍近く増加しています。

単位:人、%

	区分				結城市	茨城県				
	运 力		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	伸び率	平成7年	平成22年	伸び率
	一般世帯数	Α	15,253	15,819	16,566	17,440	14.3	920,513	1,086,715	18.1
	一般世帯人員	В	53,359	52,212	51,893	51,667	△ 3.2	2,918,246	2,916,232	△ 0.1
	6歳未満親族のいる一般世帯数	С	2,283	2,037	2,076	2,036	△ 10.8	132,212	112,908	△ 14.6
実	18歳未満親族のいる一般世帯数	D	6,542	5,581	5,181	4,929	△ 24.7	352,171	285,024	△ 19.1
数	一世帯当りの人員	B/A	3.5	3.3	3.1	3.0	△ 15.3	3.2	2.7	△ 15.4
	核家族世帯数	Е	8,845	9,163	9,564	9,959	12.6	532,687	627,574	17.8
	母子世帯数	-	163	196	246	260	59.5	9,918	16,567	67.0
	父子世帯数	-	31	36	37	42	35.5	1,985	2,341	17.9
фі	6歳未満親族のいる一般世帯数	C/A	15.0	12.9	12.5	11.7	_	14.4	10.4	-
割合	18歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	42.9	35.3	31.3	28.3	-	38.3	26.2	-
	核家族世帯数	E/A	58.0	57.9	57.7	57.1	-	57.9	57.7	-

- 注1: 国勢調査、伸び率は平成22年/平成7年
- 注2:一般世帯とは、入所施設等の世帯を除いた世帯
- 注3:核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どものみの世帯、一人親と子どものみの世帯



4 出生数・出生率

当市の平成 24 年の出生数は 384 人、平成 20 年から 24 年までの年間平均出生数は 420 人です。人口千人対出生率は近年の平均値は 8.2 で、国よりもやや低くなっています。なお、国の合計特殊出生率は、近年では 1.3 を回復しています。

(注)合計特殊出生率:一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率(出生数÷女性人口)を合計して算出。人口を維持するには出生率が2.07を上回る必要があるとされています。

単位:人等

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平均值
出生数(市)		452	423	416	426	384	420
11.45 22	市	8.8	8.3	8.1	8.4	7.6	8.2
出生率 (人口千人対)	茨城県	8.4	8.3	8.2	8.0	7.9	8.2
()(1)()()	围	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.4
合計特殊出生率	茨城県	1.37	1.37	1.44	1.39	1.41	1.40
口引付外山工平	围	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.39

注:茨城県保健福祉統計年報

5 婚姻・離婚

平成 24 年の婚姻件数は 255 件、平成 20 年以降の平均では 253 件です。一方、平成 24 年の離婚件数は 101 件、平成 20 年以降の平均では 92 件です。

平均初婚年齢の近年の平均年齢は、夫が30.5歳、妻が28.1歳となっています。

単位:人等

	区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平均値
	婚姻		263	253	254	239	255	253
	離婚		103	89	81	88	101	92
继拉击	婚姻率 結城市		5.1	4.9	5.0	4.7	5.0	4.9
市口が入り」	離婚率		2.0	1.7	1.6	1.7	2.0	1.8
	平均初婚	夫	30.2	30.9	31.0	30.4	29.8	30.5
	年齢妻		27.5	28.2	28.3	28.9	27.8	28.1
	婚姻率		5.4	5.2	5.1	4.9	5.0	5.1
茨城県	離婚率		2.0	1.9	1.9	1.7	1.8	1.9
火州东	平均初婚	夫	29.3	30.3	30.5	30.7	30.6	30.3
	年齢	妻	27.9	28.2	28.5	28.6	28.8	28.4
	婚姻率		5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.5
全国	離婚率		2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
土国	平均初婚	夫	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.5
	年齢	妻	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	28.8

注1:茨城県保健福祉統計年報、県・国は人口動態統計年報(厚生労働省)

注2:婚姻率・離婚率は人口千人対

6 産業・労働力率

当市の産業部門別従事者総数は、平成 22 年は 26,093 人です。第 1 次産業部門では平成 7 年から 36.8%減少し、構成比では 11.4%から 7.8%に減少しています。第 2 次産業部門でも 19.6%減少し、構成比は 43.2%から 37.4%に減少しています。一方、第 3 次産業部門では 8.1%の増加率で、構成比が 52.9%です。

茨城県との比較では、第1次・第2次産業の減少の一方、第3次産業の増加など、当市 の場合も共通した状況にあります。

単位:人、%

	区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	伸び率
		第1次産業	3,207	2,875	2,466	2,026	△ 36.8
	実数	第2次産業	12,148	11,814	10,278	9,764	△ 19.6
	大奴	第3次産業	12,764	13,216	15,058	13,801	8.1
結城市		総数	28,145	27,920	27,892	26,093	△ 7.3
		第1次産業	11.4	10.3	8.8	7.8	_
	構成比	第2次産業	43.2	42.3	36.8	37.4	-
		第3次産業	45.4	47.3	54.0	52.9	_
		第1次産業	9.4	8.0	7.3	5.8	△ 38.1
茨城県	構成比	第2次産業	35.2	33.5	30.1	28.2	△ 19.8
		第3次産業	55.1	57.6	61.0	60.8	10.3

注1:国勢調査

注2:伸び率は平成22年の7年に対するもの

注3:総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない

当市の 15 歳以上人口のうち、家事・通学等を除く「労働力人口」や就業者数は減少しています。15 歳以上人口に対する労働力人口の割合(労働力率)は、平成 22 年では平成 7年より 3.6 ポイント減少し、61.9%で、茨城県よりやや高いです。

単位:人、%

	区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	伸び率
	15歳以上人口	44,649 45,1		45,335	45,461	1.8
結城市	労働力人口	29,260	29,229	29,137	28,157	△ 3.8
小口が火リコ	就業者数	28,145	27,920	27,413	26,093	△ 7.3
	労働力率	65.5	64.8	64.3	61.9	△ 3.6
	15歳以上人口	2,448,655	2,526,053	2,550,431	2,556,766	4.4
英城周	労働力人口	1,575,247	1,570,609	1,552,565	1,521,879	△ 3.4
茨城県	就業者数	1,515,816	1,504,046	1,461,560	1,420,181	△ 6.3
	労働力率	64.3	62.2	60.9	59.5	△ 4.8

注1:国勢調査

注2:労働力率は、労働力人口/15歳以上人口

注3:伸び率は平成22年の7年に対するもの

7 女性の労働力率

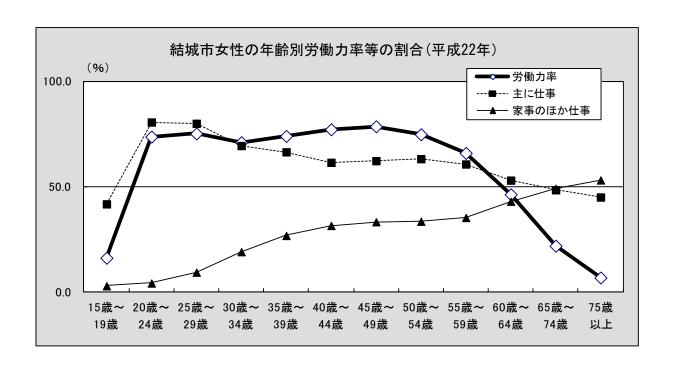
平成22年、女性の労働力人口は11,593人で、女性全体の労働力率は50.5%です。

単位:人、%

		実数							割合					
区分	人口	労働力 人口	就業者数	主に仕事	家事の ほか仕 事	完全失 業者	家事• 通学他	労働力 率	就業者 数	主に仕事	家事の ほか仕 事	完全失 業者	家事· 通学他	
	Α	В	С	D	E	F	G	B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	
15歳~19歳	1,156	185	149	77	5	36	950	16.0	80.5	41.6	2.7	19.5	82.2	
20歳~24歳	1,193	878	783	707	35	95	290	73.6	89.2	80.5	4.0	10.8	24.3	
25歳~29歳	1,440	1,081	991	864	99	90	331	75.1	91.7	79.9	9.2	8.3	23.0	
30歳~34歳	1,730	1,227	1,129	851	232	98	468	70.9	92.0	69.4	18.9	8.0	27.1	
35歳~39歳	1,790	1,323	1,253	878	352	70	436	73.9	94.7	66.4	26.6	5.3	24.4	
40歳~44歳	1,552	1,196	1,123	734	375	73	326	77.1	93.9	61.4	31.4	6.1	21.0	
45歳~49歳	1,488	1,168	1,118	726	387	50	302	78.5	95.7	62.2	33.1	4.3	20.3	
50歳~54歳	1,633	1,220	1,185	770	407	35	396	74.7	97.1	63.1	33.4	2.9	24.2	
55歳~59歳	2,104	1,385	1,334	839	487	51	706	65.8	96.3	60.6	35.2	3.7	33.6	
60歳~64歳	2,198	1,015	978	537	435	37	1,171	46.2	96.4	52.9	42.9	3.6	53.3	
65歳~74歳	3,136	681	670	329	334	11	2,434	21.7	98.4	48.3	49.0	1.6	77.6	
75歳以上	3,544	234	232	105	124	2	3,294	6.6	99.1	44.9	53.0	0.9	92.9	
合計	22,964	11,593	10,945	7,417	3,272	648	11,104	50.5	94.4	64.0	28.2	5.6	48.4	

注1:平成22年国勢調査

「主に仕事」の割合では、20歳~24歳が80.5%で最も高いですが、「家事のほか仕事」 を含めた労働力率で最も高い年齢は、45歳~49歳で78.5%です。労働力率はいわゆる「M 字」曲線を描いています。

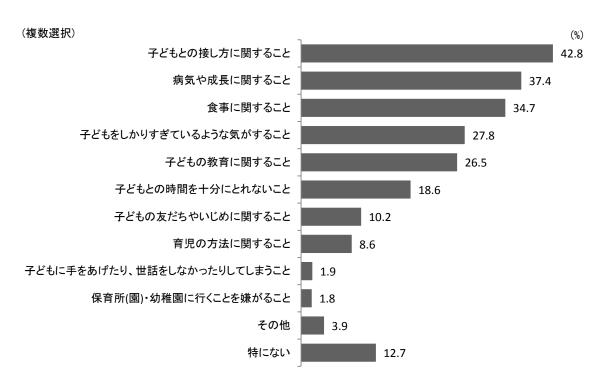


注2:労働力人口、「家事・通学他(非労働力人口)」は15歳以上人口に対するもの、労働力率=労働力人口/15歳以上人口 注3:就業者数等(B~F)の割合は、労働力人口Bに対するもの

第2節 アンケートからみる子どもの現状

1 子育ての悩みや不安

■問 子育てや教育に関して、日常悩んでいること、または気になること



○全体では、「子どもとの接し方に関すること」が 42.8%で最も多いです。次に、「病気や成長に関すること」が 37.4%、「食事に関すること」が 34.7%など比較的多い項目です。

■問 子育てや教育のことで気軽に相談できる人や場所



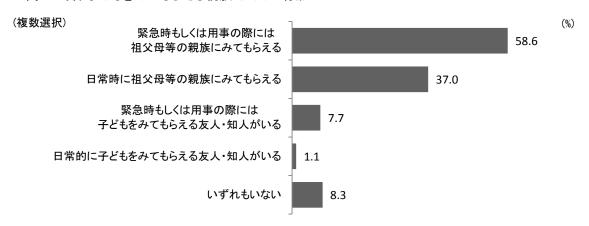
○気軽に相談できる人や場所について、「いる/ある」という人は 97.5%、「ない」という人は 2.3%です。

(%)	配偶者・パートナー	親・祖父母 等の親族	友人·知人 や近所の 人	保育所(園)	幼稚園	保健所・健 康増進セン ター	かかりつけ の医師	民生委員· 児童委員	子育て支援センター	市の子育て 関連担当	ファミリー サポート センター	その他
全体	82.3	81.3	66.1	21.8	9.5	2.0	11.3	0.6	11.3	0.3	0.3	1.4
0歳	84.6	86.3	70.1	6.8	5.1	1.7	16.2	-	16.2	ı	ı	_
1歳・2歳	83.9	83.5	63.1	18.5	6.0	3.2	10.0	1.2	15.7	0.4	0.4	1.6
3歳以上	80.2	79.6	67.3	31.1	13.8	1.3	10.7	-	6.9	0.3	0.3	1.9

○相談先としては、「配偶者・パートナー」が最も多く、82.3%、次に「親・祖父母等の親族」が81.3%、「友人や知人・近所の人」66.1%などが比較的多くなっています。

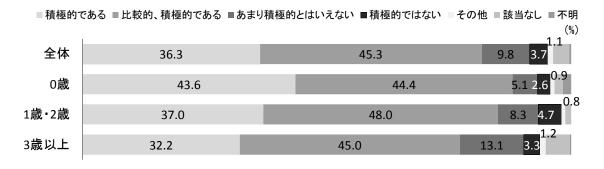
2 子育ての家庭環境

■問 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



○「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人は、37.0%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人は58.6%です。一方、子どもをみてもらえる親族も友人・知人も「いずれもいない」人は、8.3%です。

■問 父親の子育てへの積極的参加



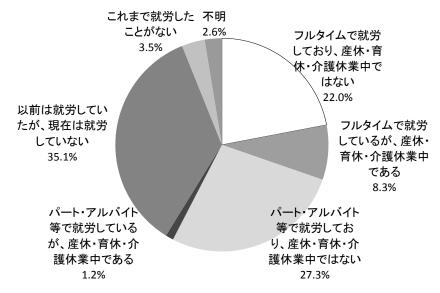
- ○父親が子育てに「積極的である」という人は 36.3%、「比較的、積極的である」は 45.3% で、合計「積極派」は 81.6%です。一方、「あまり積極的とはいえない」は 9.8%、「積極的ではない」は 3.7%で、合計「非積極派」は 13.5%です。
- ○「積極派」は、0歳で88.0%、1歳・2歳で85.0%、3歳以上では77.2%と、年齢が高いほど少なくなっています。

(%)	積極的である		あまり積極 的とはいえ ない	積極的では ない	その他	該当なし	不明	積極派	非積極派
全体	36.3	45.3	9.8	3.7	1.1	3.3	0.4	81.6	13.5
0歳	43.6	44.4	5.1	2.6	0.9	1.7	1.7	88.0	7.7
1歳・2歳	37.0	48.0	8.3	4.7	0.8	1.2	_	85.0	13.0
3歳以上	32.2	45.0	13.1	3.3	1.2	4.9	0.3	77.2	16.4

3 母親の就労と子育て

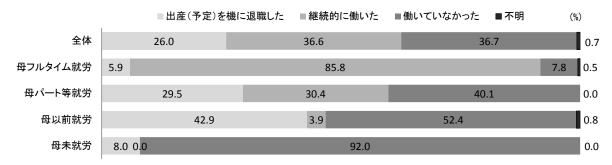
■問 母親の就労【就学前】

*フルタイムとは週5日程度・1日8時間程度の就労、パート・アルバイト等とはフルタイム以外の就労



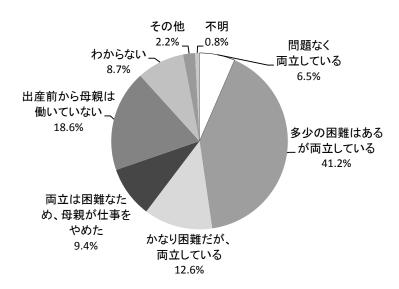
- ○「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人は 22.0%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」人は 8.3%で、合計「フルタイム就労者」は 30.3%です。「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人は 27.3%、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」人は 1.2%で、合計「パート等就労者」は 28.5%です。「フルタイム」と「パート等」の合計就労者は 58.8%です。
- ○このほか、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人は 35.1%、「これまで就 労したことがない」人は 3.5%で、現在の非就労者の合計は 38.6%です。

■問 子どもが生まれた時の母親の仕事



- ○全体では「出産(予定)を機に退職した」人が 26.0%、「継続的に働いた」人は 36.6%、「働いていなかった」人は 36.7%です。
- ○現在の就労状況別にみると、「退職した」人は、フルタイム就労者で 5.9%、パート等就 労者で 29.5%ですが、以前就労では 42.9%です。「継続的に働いた」人はフルタイム就 労者で 85.8%、パート等就労者では 30.4%です。

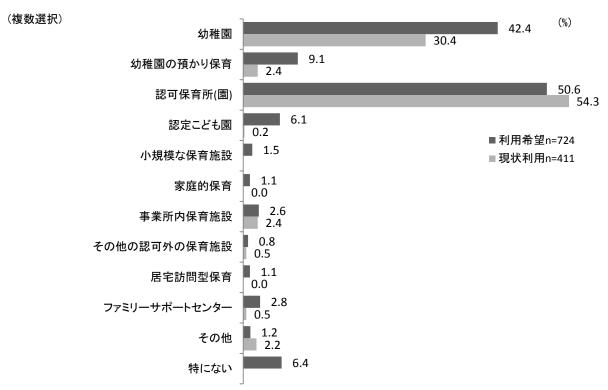
■問 母親が働くことと子育てとの両立



〇「問題なく両立している」人は 6.5%です。また、「多少の困難はあるが、両立している」人は 41.2%、「かなり困難だが、両立している」人は 12.6%で、両立している人の合計は 60.3%です。一方、「両立は困難なため、母親が仕事をやめた」人は 9.4%です。

4 保育サービスや子育て支援事業の利用状況

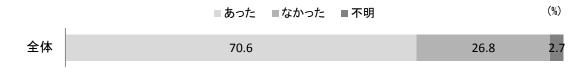
■問 平日、年間を通じて「定期的に」利用している事業・今後利用したい事業



- ○定期的な事業の利用では、認可保育所(園) 54.3%、幼稚園 30.4%で,利用が多くなっています。
- ○利用希望のある事業では、認可保育所(園)が50.6%、幼稚園が42.4%です。幼稚園では利用希望が現状利用を12ポイント上回っています。

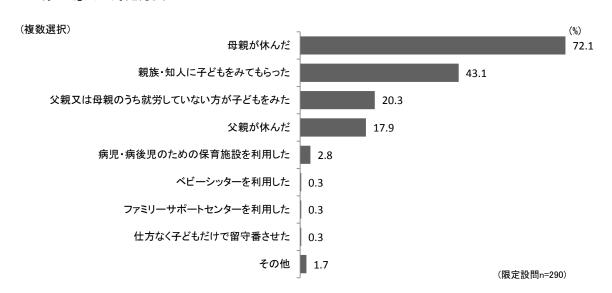
<平日の定期的な教育・保育事業を利用している方>

■問 この1年間子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



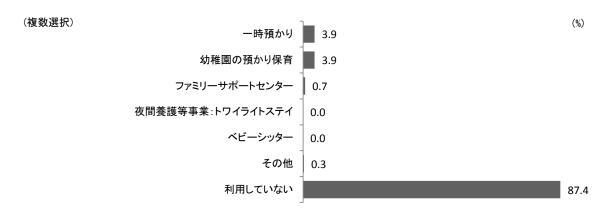
○定期的な事業の利用者のうち病気やけがで利用できなかったことが「あった」人は、全体では70.6%です。

<「あった」人の対処方法>



○病気やけがの時の対応では「母親が休んだ」人が 72.1%で最も多く、次に「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」人が 43.1%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」人が 20.3%で比較的多いです。

■問 私用や親の通院、就労等の際に、不定期に利用している事業



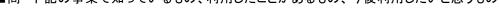
○不定期な事業の利用について、「利用していない」人が 87.4%です。利用している人では、「一時預かり」及び「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ 3.9%です。

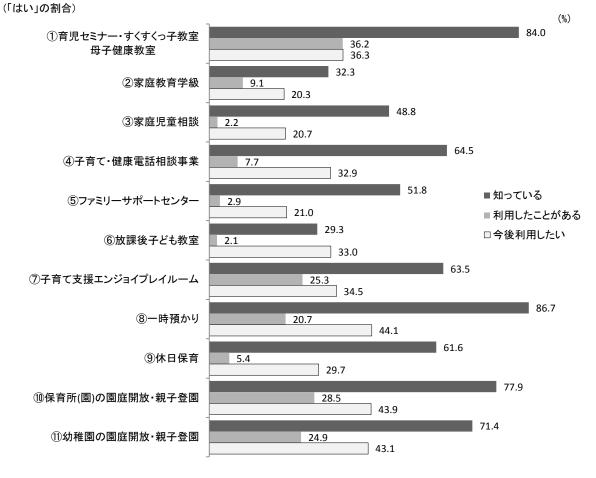
■問 子育て支援センター等の利用

	(%)	子育て支援センター を利用している	その他の類似事業 を利用している	利用していない	子育て支援センター を知らなかった	不明
	全体	22.8	1.4	74.3	1.1	1.5
	0歳	34.2	2.6	60.7	1.7	3.4
	1歳・2歳	33.9	1.2	64.2	0.8	1.2
Г	3歳以上	11.6	1.2	85.7	0.9	1.2

○「子育て支援センターを利用している」人は全体で 22.8%ですが、0 歳や 1 歳・2 歳では 30%以上で、ほぼ 3 人に 1 人の割合です。「知らなかった」人は全体で 1.1%です。

■問 下記の事業で知っているもの、利用したことがあるもの、今後利用したいと思うもの





- ○認知度の最も高い事業は、「⑧一時預かり事業(幼稚園・保育園)」86.7%で、特に3歳以上では90%です。次に「①育児セミナー・すくすくっ子教室・母子健康教室」で84.0%です。また、保育所(園)や幼稚園の「園庭開放・親子登園」などの事業は70%を超えており、比較的高い認知度となっています。
- ○「利用したことがある」事業では、「①育児セミナー・すくすくっ子教室・母子健康教室」が 36.2%の利用率で最も多いですが、認知度 84.0%に対して約 47.8 ポイント低いです。 認知度は比較的高い事業でも全体として利用率は低い状況です。
- ○「今後利用したい」という事業は、全事業で利用経験を上回っています。

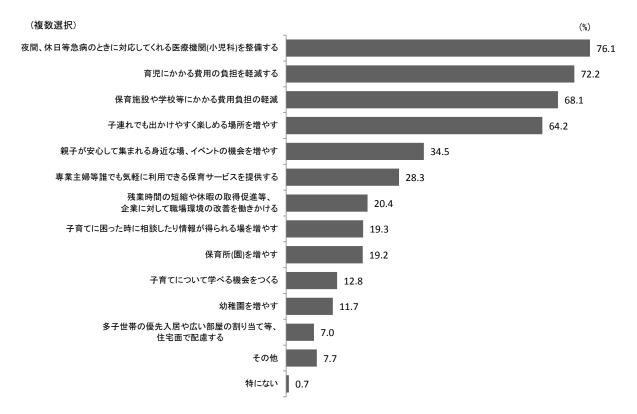
5 結城市の子育て支援対策

■問 市の子育て支援対策の評価

(%)		全体		歳	1~2歳		3歳以上	
		良 (ない 計	良い計	良 (ない 計	良い計	良くない 計	良い計	良ない計
①保育サービス等地域における子育て支援対策	64.2	18.4	59.0	21.3	70.5	14.1	61.7	20.1
②子どもの健康・医療についての事業	57.6	32.9	66.6	23.1	60.7	30.7	52.6	37.1
③心身の豊かな成長のための幼児教育の環境	58.6	17.9	54.7	15.4	62.6	14.9	58.6	19.1
④子育てしやすい地域環境の整備	50.7	32.6	49.5	31.7	57.1	27.5	46.5	36.2
⑤子育てと働くことが両立できる職場環境づくり	31.8	39.2	26.5	36.7	29.9	35.8	35.9	41.4
⑥子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業	35.8	31.2	29.9	30.8	37.4	27.2	37.7	33.8

○良い計が、「①保育サービス等地域における子育て支援対策」は 64.2%で、いずれの年齢でも比較的高い評価です。0歳では「②子どもの健康・医療についての事業」が 66.6%で最も高い評価です。一方、「⑤子育てと働くことが両立できる職場環境づくり」については、全体では「良くない計」が 39.2%で、「良い計」を上回っており、いずれの年齢でも同様の状況です。

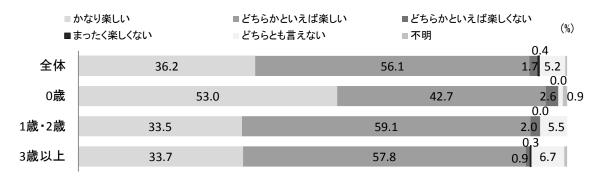
■問 市の充実してほしい事業や対策



○最も要望の多い項目は「夜間、休日等急病のときに対応してくれる医療機関(小児科)を整備する」で 76.1%、次に、「育児にかかる費用の負担を軽減する」で 72.2%、第 3 位が「保育施設や学校等にかかる費用負担の軽減」で 68.1%となっており、このほか、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」も 64.2%で比較的多い要望です。

6 子育ての楽しさ・子育てしやすさ

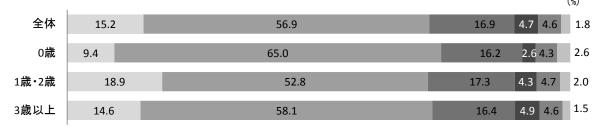
■問 子育ての楽しさ



○子育てについて、「かなり楽しい」という人は 36.2%、「どちらかといえば楽しい」という人は 56.1%で、両者の合計では、92.3%です。一方、「どちらかといえば楽しくない」という人は 1.7%、「まったく楽しくない」という人は 0.4%で、合計では 2.1%です。0歳では「かなり楽しい」という人が 53.0%で他の年齢よりも比較的多いです。

■問 市の子育てしやすさについての評価

■子育てしやすい ■どちらかといえば子育てしやすい ■どちらかといえば子育てしやすくない ■子育てしやすくない ■その他 ■不明



(%)	子育てしや すい A	どちらかとい えば子育て しやすい B	どちらかとい えば子育て しやすくない C	子育てしや すくない D	その他	不明	A+B	C+D
全体	15.2	56.9	16.9	4.7	4.6	1.8	72.1	21.6
0歳	9.4	65.0	16.2	2.6	4.3	2.6	74.4	18.8
1歳・2歳	18.9	52.8	17.3	4.3	4.7	2.0	71.7	21.6
3歳以上	14.6	58.1	16.4	4.9	4.6	1.5	72.7	21.3

○子育てのしやすさについて、「どちらかといえば子育てしやすい」という人は 56.9%、「子育てしやすい」という人は 15.2%で両者の合計 72.1%は肯定的に評価しています。一方、「どちらかといえば子育てしやすくない」という人は 16.9%、「子育てしやすくない」という人は 4.7%で両者の合計 21.6%は否定的にみています。

7 ニーズ調査結果による課題

1. 子育てを楽しく、子育てしやすいまちづくりの推進

子育てを楽しく行っている人は 92.3% (「かなり楽しい」と「どちらかといえば楽しい」 の合計)に上ります。これに対して、楽しくないという人は 2.1% (「どちらかといえば楽 しくない」と「まったく楽しくない」の合計)です。

一方、当市の子育てしやすさについて肯定的に評価する人は 72.1%ですが、子育てしやすくないと否定的な人は 21.6%です。

子どものいる家庭はどのような環境であっても、すべての子どもがいきいきと健やかに 育成されるために、子育てに伴うさまざまな不安や負担を少しでも軽減し、子育てを楽し く行えるように、まちづくりを推進することが課題です。

2. 子育てを支援する地域のネットワークの充実

子育て家庭における悩みは個別的で多様ですが、特に、「子どもとの接し方に関すること」(42.8%)や「病気や成長に関すること」(37.4%)、「食事に関すること」(34.7%)などが比較的多く挙げられています。0 歳では「病気や成長に関すること」が50.4%で半数を占めています。3 歳以上では、「子どもをしかりすぎているような気がすること」が35.6%で、1 歳・2 歳や0 歳より多いです。

多くの場合、母親が日常的な悩みをかかえていますが、なかには、「育児の方法がわからないこと」(8.6%)や「子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと」(1.9%)などを挙げる人もおり、近年の家庭環境の変化から、多くの家庭で祖父母等を通した育児方法の世代間継承が行なわれなくなっています。

地域においては、ちょっとした適切な助言が必要な人も少なからずいます。日常的な悩みから深刻な子ども虐待に至る悲惨な状況が生み出されてしまう危険もあり、こうした事態を敏感に感知し、適切な対応ができる地域のネットワークの充実が必要です。

3. 子育てに関わる適切な情報提供と相談業務の推進

子育てについての相談業務に関連する事業で、育児セミナー・すくすくっ子教室・母子健康教室 (84.0%)、家庭児童相談 (48.8%) や子育て電話相談 (64.5%) などの認知度は比較的高いです。

こうした事業を含めて市内で行われている相談事業やサークル活動のような気軽に参加できる事業や子育てに関連する制度等について、比較的高い認知度となっています。また、子育てについて気軽に相談できる人がいる人は 97.5%にのぼりますが、2.3%の人がいないとしており、相談事業等の支援事業を必要とする人に、十分に周知されるようにすることが引き続き課題となっています。

子育てに伴う様々な悩みやわからないことをはじめ、保育関係サービスの有無及び利用 方法等、特に初めて子育てを行う若い母親にとっては、気軽に相談ができ、必要な情報を 入手できるようになっていることが重要です。

4. 教育・保育サービス、子育て支援事業の全般的な充実

市内には、保育所(園)や幼稚園をはじめ一時預かり事業等、実施主体は公民にかかわらず、さまざまな子育て支援関連事業が実施されています。

今後、就学前の教育・保育施設等の事業を必要とする人は、事前に申請を行い、認定証の交付を受けて、必要な事業を利用することになるため、適切な事業の量を見込み、計画的に事業の量の確保を行うことが必要です。また、市民の多様なニーズに対応できるように子育て支援事業の充実が必要です。

なお、教育・保育事業等のサービス利用について申請による認定証交付制度の発足にあたり、必要な人の申請もれがないように広報・周知を図ることが必要です。

5. 子育てと仕事を両立できる就労環境の整備

困難の度合いにかかわらず母親が働くことと子育てが両立しているという人は 60.3% ですが、両立は困難なため母親が仕事をやめた人は 9.4%です。また、市の子育て支援についての評価項目のうち、「子育てと働くことが両立できる職場環境づくり」の項目に対して「良い」とする人は 31.8%ですが、「良くない」とする人は 39.2%に上ります。

子育てと仕事の両立にあたって、育児休業制度の整備や両立のための職場環境づくりは、 引き続き重要な課題です。

6. 子育て支援のまちづくり

市民の子育てに関する要望は、教育・保育事業や子育て支援事業の充実にとどまらず、 子育てに関わる環境や経済的支援等生活全般におよびます。「夜間、休日等急病のときに対 応してくれる医療機関(小児科)を整備する」(76.1%)を筆頭に、「育児にかかる費用の負 担を軽減する」(72.2%)、「保育施設や学校等にかかる費用負担の軽減」(68.1%)、「子連 れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」(64.2%)などが年齢を問わず比較的多い要望 項目となっています。

安心して子育ち・子育てができるように、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行と 共に、これまでの施策を踏まえた全般的な施策の充実が必要です。

第3節 子育て支援施策

当市における子育て支援施策は、平成 26 年度まで結城市次世代育成支援後期行動計画により、児童福祉、母子保健・医療、教育、生活環境など総合的に推進してきました。このうち重点的に行ってきた事業を中心に現状を整理します。

1 教育・保育施設

①教育・保育施設の利用現状(平成 25 年度)

当市の保育所設置数は 11 箇所、定員数は公立・私立計 1,005 人です。利用園児数は計 1,073 人です。(平成 26 年 11 月 1 日現在では 1,137 人)

幼稚園は4箇所、定員は750人、園児数は521人です(平成25年5月1日現在)。

市民の児童で他市に委託している児童数は、保育所で26人、幼稚園で50人です。一方、他市の児童を市内の保育所・幼稚園で受託している児童数は、保育所で11人、幼稚園で100人です。就学前の市民の児童で保育所や幼稚園の利用園児は、市内の保育所や認定こども園の利用園児数に他市への委託児童数(計76人)を加算し、他市からの受託児童数(111人)を除く総数です。

■保育所・幼稚園の現状

	区分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	Λ÷	箇所数	箇所	3	3	3	3	3
	公立	定員計	人	200	200	200	200	200
	≠1 ÷	箇所数	箇所	8	8	8	8	8
	私立	定員計	人	805	805	805	805	805
	計	箇所数	箇所	11	11	11	11	11
	āl	定員計	人	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
		0歳	人	7	3	5	4	4
	公立	1~2歳	人	64	56	49	49	49
	園児数	3歳以上	人	132	137	147	155	135
保育所(園)		計	人	203	196	201	208	188
	私立 園児数	0歳	人	33	26	23	26	24
		1~2歳	人	229	249	235	219	250
		3歳以上	人	594	597	619	627	611
		計	人	856	872	877	872	885
		0歳	人	40	29	28	30	28
		1~2歳	人	293	305	284	268	299
	園児数計	3歳未満計	人	333	334	312	298	327
		3歳以上	人	726	734	766	782	746
		計	人	1,059	1,068	1,078	1,080	1,073
	#/ *	箇所数	箇所	4	4	4	4	4
幼稚園	私立	定員計	人	750	750	750	750	750
	園児数	計	人	442	465	486	522	521

注:保育所は各年度4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

②保育所・幼稚園の充足率

保育所の定員に対する園児数の充足率は、平成25年度、公立が94.0%、私立は109.9%で園児数が定員を上回っています。公立・私立計の全体では106.8%です。

幼稚園の充足率は、平成25年度69.5%、近年の充足率は60%台で、園児数が定員数を下回っている状況が続いています。

■保育所・幼稚園の充足率

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
保育所充足率 (園児数/定員)	公立	%	101.5%	98.0%	100.5%	104.0%	94.0%
	私立	%	106.3%	108.3%	108.9%	108.3%	109.9%
	公立·私立計	%	105.4%	106.3%	107.3%	107.5%	106.8%
幼稚園充足率 (園児数/定員)	私立	%	58.9%	62.0%	64.8%	69.6%	69.5%

2 地域子育て支援事業等

子ども・子育て支援法で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている事業の 概況は次の通りです。

■子育て支援事業の現状

	Σ	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
①.時間外保育事業		実施箇所	箇所	8	8	8	8	8
①.时间77体月手	·未	年間延べ利用者数	人/年	5,503	5,720	6,966	7,950	9,464
②.放課後児童		実施箇所	箇所	7	10	10	11	11
健全育成事業	登録児童	1~6年生	人	289	344	333	358	387
		実施箇所	箇所	3	3	3	3	3
8 11 15 	. 17	登録児童数(就学前)	人	1,719	1,774	1,846	1,814	1,676
③.地域子育て支 拠点事業	援	3歳未満登録児童数	人	1,566	1,541	1,565	1,542	1,383
		年間延べ利用者数	人回/年	30,306	26,305	29,352	25,073	23,660
		3歳未満年間延べ利用者数	人回/年	15,215	13,658	14,636	12,795	12,131
	幼稚園	実施箇所	箇所	4	4	4	4	4
④.一時預かり		年間延べ利用者数	人日/年	34,909	41,940	32,788	54,292	58,701
事業	保育所	実施箇所	箇所	3	3	3	3	4
		年間延べ利用者数	人日/年	3,530	3,318	3,274	3,746	3,378
⑤.病児保育		実施箇所	箇所	-	-	-	-	1
(平成25年9月開始)		年間延べ利用者数	人日/年	-	-	-	-	163
⑥.子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)		利用会員数	人	45	65	68	108	129
		協力会員数	人	49	57	81	64	64
	- ,	延べ利用時間	時間/年	1,077	1,076	852	829	986

注:補助事業分の掲載

①時間外保育事業

平成 25 年度、時間外保育事業は 8 箇所で実施、年間延べ利用者数は 9,464 人となって おり、利用者数は増加傾向です。後期行動計画では平成 26 年度 11 箇所での実施を目標としていました。

②放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

学童クラブは民間事業所を含めると 13 箇所で実施、補助対象の学童クラブの平成 25 年度登録者数は 1~6 年生 387 人です。登録者数は増加傾向にあります。後期行動計画の平成 26 年度目標は 9 小学校 12 箇所でしたので、目標を超過しています。

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成 25 年度 3 箇所で年間延べ 23,660 人の利用者がありました。後期行動計画の平成 26 年度目標は 3 箇所の現状継続でした。

④一時預かり事業

保育所での一時預かり事業は、保育所において平成25年度4箇所で実施しており、年間延べ利用者数3,378人で、利用者数はおおむね3,000人台で横ばい状況となっています。 後期行動計画では平成26年度5箇所での実施を目標としていました。

【幼稚園での一時預かり(預かり保育)事業】

私立幼稚園 4 箇所で、通常の教育時間外に保育を必要とするなどの園児の預かり保育を 実施しており、平成 25 年度では年間延べ利用者数 58,701 人(推計)となっています。

⑤病児保育事業

病児保育事業は、平成 25 年度 1 箇所での実施で、延べ利用者数 163 人です。後期行動計画では 3 箇所の実施目標でした。

⑥ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は会員制の登録制度としており、平成 25 年度の利用 会員は 129 人、協力会員は 64 人で、延べ利用時間は 986 時間となっています。後期行動計 画では登録会員 100 人以上としていましたので、おおむね目標通りとなっています。

第3章 施策の展開

基本目標1

教育・保育、子育て支援事業の充実

教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)の整備・充実及び地域子 ども・子育て支援事業を骨格にして、子ども・子育て関連事業を総合的に推進 します。

子どもの成長・発達にとって乳児期(1歳未満)や幼児期(1歳以上から就学前)は、 人として生きていく土台をつくる重要な節目となります。

乳幼児期における子どもの育ちをめぐる環境は、核家族世帯の増加や母親の就労増加・ 社会的活動への進出、共働き家庭の増加、長時間労働の常態化等を背景に大きく変化して おり、当市の教育・保育ニーズについても一様ではなく、複合的で多面的なものとなって います。

市民の子育てに伴うニーズは多岐に渡っており、これらの対応には、個人や家庭内での 役割も大切ですが、公的サービス等社会的な整備や支援が必要な課題も多くあり、総合的 な対策が必要となっています。

子ども・子育て支援新制度では、より一層、市民ニーズを深く把握し、多様化しているニーズに対応した事業を実施することとしており、新制度の定着と共に、事業の円滑な実施を図ることが求められます。

基本目標1 教育・保育、子育て支援事業の充実

施策の方向

- 1 教育・保育施設等の一体的整備
- 2 地域子育て支援事業の充実
- 3 相談・情報提供の充実

施策の方向1 教育・保育施設等の一体的整備

子ども・子育て支援新制度のもとで、保育所・幼稚園及び認定こども園は市の「確認」 を受けて、特定教育・保育施設として事業を行います。

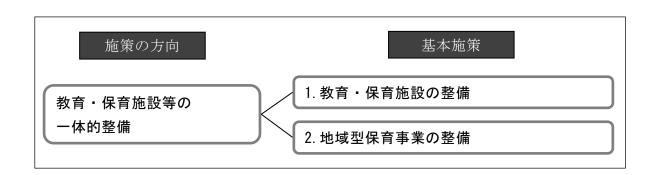
小規模保育事業(定員 19 人以下)等についても、市の「確認」を受けると、特定地域 型保育事業となります。

一方、これらの教育・保育サービスを利用したい人は、子ども・子育て支援法に基づいて、市に子どもの「認定区分」(注)の申請を行い、認定証の交付を受けることにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用することになります。

(注) 認定区分:子ども・子育て支援法第19条は,第1号認定(満3歳以上で第2号認定を除く就学前の子ども),第2号認定(満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども),第3号認定(満3歳未満の保育を必要とする子ども)の3つの認定区分を定めています。

施策の方向

- ①特定教育・保育施設については、就労状況の変化等にともなう市民の教育・保育ニーズの多様化や高まりに対応できるように、年度ごとの目標量を定めて、計画的に教育・保育施設及び特定地域型保育事業の一体的な整備・拡充を図ります。特定地域型保育事業については、市民ニーズを勘案して、適宜、整備を検討します。
- ②教育・保育施設や地域型保育事業、認可外保育施設等については、事業者に対して、乳 幼児の安心・安全の確保と共に、サービスの質の向上を目指して、利用者の適正な苦情 処理、自らの事業評価等必要な業務を行い、円滑な業務が推進されるように図ります。



基本施策 1-1-1. 教育・保育施設の整備

保育所、幼稚園、認定こども園の新制度における「確認」を推進し、市民ニーズに対応できるように利用定員の確保を図ります。また、事業者の意向を尊重しながら、認定子ども園への移行・拡充を促進します。

①保育所の整備

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応すると共に、多様化する市民ニーズ に対応できるように、保育所の整備・充実を図ります。

②幼稚園の整備

○幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、幼稚園の特徴をいかし、幼稚園の整備・充実を図ります。

③認定こども園の整備

○保育機能と教育機能を備えた教育・保育施設として、市民ニーズの多様化・高度化に対応できるように、認定こども園の整備・充実を図ります。

基本施策 1-1-2. 地域型保育事業の整備

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所 内保育事業の4つの類型があります。市の確認を受ける特定地域型保育事業は、市民ニー ズを勘案して、適宜、推進すると共に、市の条例により適正な設置・運営が行われるよう にします。

①小規模保育事業

〇小規模保育事業は、定員 19 人以下の保育事業を行う事業所で、市の条例に基づき、適正な設置・運営が行われるように図ります。

②その他の地域型保育事業

○小規模保育事業以外の地域型保育事業については、今後の市民ニーズの高まり等を勘案 して、適宜、育成を図ります。

施策の方向2 地域子育て支援事業の充実

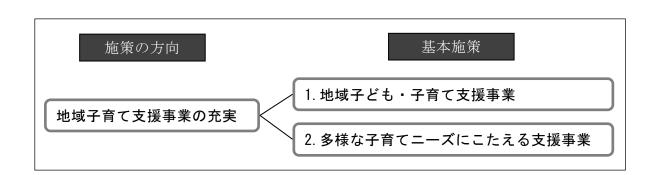
地域子育て支援事業については、教育・保育施設において行う時間外保育事業や一時預かり事業(幼稚園預かり保育を含む)等保育を必要とする子ども・子育てに対して行う支援事業があります。

一方、地域子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業等は、保育を必要としている子 どもであるか否かにかかわらず幅広く子育てを支援する事業です。

また、就学児童に対する放課後児童クラブも子ども・子育て支援事業として法定されている事業です。このほか、当市においては、障害児保育事業、放課後子ども教室事業など子ども・子育てを支援する多様な事業を推進しています。

施策の方向

- ①子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業のうち当市で必要な事業については、市民ニーズを実現するため、年度ごとの目標及び実施方針を定めて、計画的に実施を図ります。
- ②これらの事業以外の子ども・子育てを支援する事業についても、継続して充実を図ります。



基本施策 1-2-1. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定める下記の事業について、第4章で事業の種類及び年度ごと の事業の目標及び実施方針を定めて、事業を推進します。

	事業名	概要
1	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外 の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事 業です。
2	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育園等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
3	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時 的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要 な保護を行う事業です。
4	地域子育て支援拠点 事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに ついての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
5	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
6	病児·病後児保育事 業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師 等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児 童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的に対応する事業です。
7	ファミリーサポートセン ター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり 等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する 者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
8	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子 育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うと共 に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
9	乳児家庭全戸訪問事 業	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握することで、子育て支援に関する情報提供や必要な支援を行う事業です。
10	養育支援訪問事業等	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な 養育を支援する事業です。また、要保護児童対策地域協議会(子ども を守る地域ネットワーク)の機能強化を図る事業です。
11)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進及び疾病の早期発見を図るため、妊婦に対す る健康診査を行う事業です。
12)	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
13)	多様な主体が本制度 に参入することを 促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設 等の設置又は運営を促進するための事業です。

基本施策 1-2-2. 多様な子育てニーズにこたえる支援事業

当市においては、子ども・子育て支援法で地域子ども・子育て支援事業として定められている事業以外にも、各種の子育て支援事業を実施しており、引き続き、市民ニーズに基づき事業の充実を図ります。

①教育・保育施設での給食による食育

教育・保育施設において、その発達段階に応じ、食事の大切さ、楽しさ、マナー等を指導します。

②障害児保育

心身に障害のある乳幼児を教育・保育施設で受入れます。

③放課後子ども教室

9 校の小学校及び結城特別支援学校を活動拠点に、児童・生徒を対象に子どもたちの居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、高校生、大学生等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行うとともに安全な居場所づくりを行います。

④子育てサークル育成支援事業

子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を 図り、保護者の育児力の向上、子どもの心の健やかな発達を助長します。

⑤駅前子ども広場推進事業

子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間との交流、情報交換等により、 心身ともにリフレッシュし、いきいき子育てを応援します。

⑥教育·保育施設地域活動事業

教育・保育施設の専門的機能を地域住民のために活用していくため、園庭開放や各種行事による地域住民との交流、児童生徒・乳幼児との異年齢児交流、高齢者等との多世代交流、子育て相談等を行い、地域交流を推進します。

⑦幼小交流事業

教育・保育施設を利用する乳幼児が小学校にスムースに接続出来るよう教育・保育施設と小学校の交流を行います。

⑧教育・保育施設での「家庭教育」

子育ての悩みや課題の軽減・解消、親としての資質向上を図るため、子育で講座を実施 します。

施策の方向3 相談・情報提供の充実

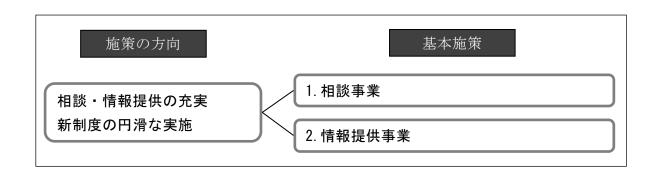
子育てをはじめ教育・保育に関わる相談事業は、教育・保育施設、家庭児童相談室、健康増進センターなどで実施していますが、このほか市・県等行政機関の相談窓口で随時行っています。特に配慮が必要な子どもや家庭には居宅への訪問事業を行っています。

相談事業や各種の子育て支援事業の実施の際には、子育てに関するサービス等の情報や 知識についても幅広く提供しています。

今後、子ども・子育て支援新制度の円滑な定着を目指して、市民ニーズの多様化に対応 するために、相談事業と情報提供事業の充実を図ることが必要となっています。

施策の方向

- ①教育・保育についての各種の相談事業の充実と共に、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。
- ②子育てに関する情報について、情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、情報提供の充実を図ります。
- ③子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と定着のため、事業者、利用者双方に適切な情報提供に努めます。



基本施策 1-3-1. 相談事業

教育や保育についての市民ニーズに応えるために、各種の相談事業を引き続き実施します。また、相談機関同士の適切な情報共有や連携に努めます。

①家庭児童相談 (子ども福祉課)

福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図ります。

②民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動(社会福祉課)

民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。

③定例健康相談(健康増進センター)

健康や育児についての相談等を保健師が個別に受けます。

④就学相談(指導課)

小学校へ入学予定の子どもについて、ご不明の点やご心配等がある場合に相談を受けます。

基本施策 1-3-2. 情報提供事業

子育て支援に関わる各種の事業の実施場所において適切な情報を提供すると共に、総合 的な情報提供を行うために、広報・ホームページ等の更新を行います。

①子育て情報の総合的な提供

- ○「子育て支援情報誌」の作成・配布、市のホームページやママフレサイトへの情報掲載 と更新、広報誌へ情報提供を行います。
- ○「ぽぽ通信(毎月)」の発行及び広報誌への情報掲載,ホームページ・携帯サイトから発信します。

基本目標2

きめ細かな子育て支援の仕組みづくり

特別な配慮を必要とする子どもと子育て家庭に対してきめ細かな事業を実施します。

子育てについての悩みや不安は、子どもの健康や育児の方法、育児疲れ、しかりすぎて しまうことなど多岐にわたり、ニーズの多様化にきめ細かな対応が必要となっています。

学校でのいじめや友人関係、学習遅滞、病気等さまざまな理由による不登校、長期の引きこもりなど深刻な悩みを抱える子どもや家庭が増えており、スクールカウンセラーの配置や教育相談等を実施していますが、地域においても家庭への支援が必要です。

子育てアンケートの結果では子どもの医療費や子育てに係る費用の軽減を要望する人が多数に上りますが、全国的にはひとり親家庭等の「子どもの貧困率」が上昇し(注)、経済的支援を必要とする家庭が増加しています。

(注)子どもの貧困率:平成24年18歳未満の子どもの貧困率は16.3%、ひとり親家庭等では54.6%。貧困率とは平均的世帯所得の中央値の半分に満たない貧困線(平成24年は122万円)以下の家庭の割合。(国民生活基礎調査)

基本目標2 きめ細かな子育て支援の仕組みづくり

施策の方向

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等への経済的支援

施策の方向1 児童虐待防止対策の推進

茨城県内の児童虐待相談件数は、平成 25 年度 1,255 件で前年より 391 件増え、全国的 にも 73,765 件で増加の一途をたどっています。県内の虐待者別内訳では実母が 56%、実 父が 29%です。虐待の種類別では、身体的虐待が 29%、心理的虐待が 36%、このほかネ グレクト (育児・監護放棄) や性的虐待があります。虐待の中には、無自覚にネグレクト 等の行為が行われていることもあります。(茨城県虐待防止マニュアル平成 26 年度版)

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応と共に、虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

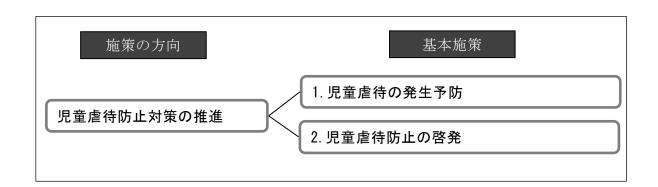
児童虐待防止活動は、児童の健康と生命を守る人権擁護の視点から、児童の幸せ、児童の最善の利益を目的に対策を推進することが必要です。

当市においては、乳幼児健診事業等の母子保健事業による虐待の「発生予防」を重視し、 児童虐待の防止に関する法律による児童虐待の通告義務(注)についての啓発事業、「要保 護児童対策地域協議会」等の対策事業を推進していますが、これらの事業の充実が課題と なっています。

(注) 児童虐待の防止に関する法律「児童虐待に係る通告」(第6条):「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村(略)に通告しなければならない。」と定められています。

施策の方向

①母子保健事業や各種相談事業を通した児童虐待の「発生予防」を基本に、児童虐待防止対策の啓発事業を推進すると共に、保健・医療・福祉関係機関や学校・施設等で児童と接する機会の比較的多い関係者の連携強化を図ります。



基本施策 2-1-1. 児童虐待の発生予防

乳幼児健診事業等各種の母子保健事業は、児童虐待の発生予防の視点からも位置付けられています。特に、乳児家庭全戸訪問事業や相談事業では母親の育児不安の軽減に努めると共に、母親の孤立化防止のために、子育てに関する適切な情報提供を図ります。

また、家庭児童相談室や民生委員・児童委員等の相談事業、教育・保育施設・学校等に おいては、児童虐待を含めて子育てにかかわる悩みや不安、育児ストレス等に対応して発 生予防、早期発見に努めます。

①乳児家庭全戸訪問事業等 *地域子ども・子育て支援事業再掲

子どもの健やかな成長や母親が安心して子育てに臨めるよう、生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を子育てアドバイザー(助産師・看護師・保健師等)または市保健師が訪問し、育児支援を行います。また、要支援者には継続して助言・指導等を行う養育支援訪問事業を実施します。

②相談事業

家庭児童相談室や民生委員・児童委員の相談業務では、子どもと家庭における悩みや不安の相談に応じ、児童虐待や育児不安等の軽減、早期解決に努めます。また、児童相談所等の関係機関と連携し、すべての子どもの健やかな育ちを支援します。

基本施策 2-1-2. 児童虐待防止の啓発

市民の児童虐待「通告義務」についての啓発事業を推進します。地域においては、保健・ 医療・福祉関係機関や学校・施設等のネットワーク活動の充実を図ります。

①児童虐待防止のための広報啓発

児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進めます。また、市民に対し児童虐待通告義務の周知を図ります。

②児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催

児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施します。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行います。

施策の方向2 ひとり親家庭等への経済的な支援

平成 22 年の国勢調査では、当市の母子のみの家庭は 260 世帯で、平成 12 年から約 1.3 倍に増加しています。幼い子どもを抱えて離婚する親も多く、母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭が増えています。

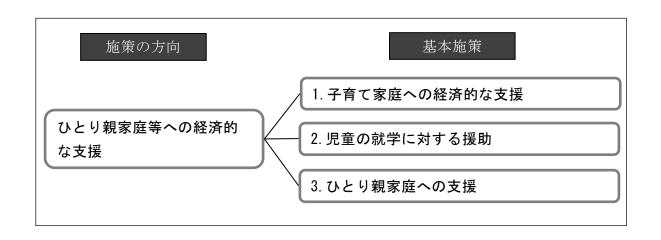
ひとり親家庭では、就労環境等の関係から経済的に困難を抱える家庭が比較的多いため、「子どもの貧困」が重要な問題となっています。

経済的に困難を抱える家庭における「子どもの貧困」は、子どもの健やかな心身の育成、特に健康に対して重大な影響を与えかねません。また、教育は、全ての子どもにとって機会均等であるべきですが、経済的困難が「教育格差」を生み出しかねない状況があります。

ひとり親家庭を含めて経済的支援を必要とする子育て家庭への経済的支援の充実を図ると共に、経済的自立に向けた環境整備、特に就労支援等の充実が必要です。

施策の方向

①ひとり親家庭など経済的に困難を抱える子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子 どもにとって、健康や勉学等における機会均等を享受できるように図ります。



2-2-1. 子育て家庭への経済的な支援

中学生までの子どものいる家庭に対して児童手当を支給すると共に、妊産婦や高校生相 当の18歳までの医療費の一部を助成するなど子育て家庭の経済的支援を行います。

①少子化対策医療費助成事業(市単独事業)

県の医療費助成制度の所得制限等により、非該当となった妊産婦、0歳から中学校3年生までの子どもと高校生相当の18歳までが病院や診療所などに受診した場合に、医療費の一部を助成します。

②幼稚園就園奨励費の支給

保護者の経済的負担の軽減を図ると共に、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正 を目的として、幼稚園就園奨励費を支給します。

③子育て応援助成金の支給

義務教育課程中に子どもが3人以上在籍している場合、第3子以降の給食費の実費相当 分を助成します。

4)児童手当

児童手当法に基づき、中学校修了までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給します。

2-2-2. 児童の就学に対する援助

就学が困難な児童・生徒を支援し、学習の機会を公平に提供するために、就学援助や奨 学金支給を実施します。

①就学の援助

すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な 児童生徒について、学用品費(校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医 療費等、保護者負担の一部を援助します。

②奨学基金貸付制度

市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行います。

2-2-3. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもの貧困や教育格差を是正するために、医療費助成等により経済的 支援を行います。

①母子家庭等児童学資金の支給

母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童 1 人につき年額 10,000 円を支給します。

②児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給します。

③母子家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭で 18 歳未満の児童 (20 歳未満の高校在学者または障害児を含む) を養育している者及びその児童に対し医療費を助成します。

④母子家庭等高等職業訓練促進給付事業

経済的な自立に効果的な資格を取得する母子家庭の母または父子家庭の父に対し、資格 取得費用を助成します。

第4章 子ども・子育て支援 重点事業

(1) 基本指針

「基本指針」(子ども・子育て支援法第60条)では、教育・保育の提供区域、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策について、基本的な事項を定めています。特に、量の見込については、現在の教育・保育や各種保育サービス等の利用状況の把握と共に、利用希望の調査を行い、地域の実情に応じて設定することが求められています。

当市においては、平成 25 年度に実施した「結城市子育てアンケート調査」結果を活用して、国の示す「標準的算出法」(注)に準拠し、保護者の将来の就労希望等の変化(潜在的ニーズ)を勘案して、見込量を算出しています。

(注)標準的算出法:アンケート調査結果による事業の利用希望率等を基にして、見込量を推計するワークシートでの算出法。

(2) 教育・保育の提供区域の設定

1 提供区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法第 61 条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。また、教育・保育提供区域の設定は、地域型保育事業の市の認可にあたり需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するように求められています。

2 提供区域の設定

①教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育については、市内施設の配置状況等を勘案して、市全域を一つの提供区域と します。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて一つの提供区域としますが、 事業の性格や特徴から、市内での配置バランス等を勘案して、適宜、柔軟に検討します。

(3) 教育・保育の見込量と確保方策

1 教育・保育の見込量

①教育・保育の見込量

平成27年度から平成31年度の教育・保育の見込量については、標準的算出法によって 算出した見込量を基本に、平成26年度の実績を勘案して次の表の通りとします。

保育利用見込量については、平成 24 年度から平成 26 年度までの年間を通しての保育所利用実績とともに、市外施設への委託児童数及び他市からの受託児童数を勘案して算出しています。

平成 27 年度の見込量について、3 歳未満では 0 歳が 130 人、 $1\cdot 2$ 歳児が 403 人で、3 号認定の 3 歳未満合計では 533 人です。3 歳以上では、1 号認定が 407 人、2 号認定(幼児教育の希望が強い:教育ニーズ)が 144 人、同じく 2 号認定(保育ニーズ)が 742 人で、3 歳以上の合計では 1,293 人です。

平成 31 年度の見込量では、0 歳児が 124 人、 $1 \cdot 2$ 歳児が 388 人で 3 号認定合計では 512 人に減少する見込です。3 歳以上では 1 号認定が 389 人、2 号認定(幼児教育の希望が強い:教育ニーズ)は 138 人に減少し、2 号認定(保育ニーズ)も 710 人に減少する見込です。 1 号 $\cdot 2$ 号認定の 3 歳以上の合計では、平成 27 年度より 4.3%減少する見込となっています。

全体では、平成 27 年度の見込量合計は 1,826 人ですが、平成 31 年度では 1,749 人と、4.2%減少する見込となっています。

■教育	•保育	目认	量

	区分		単位	見込		計画期間	間の見込量(調整後)		増減率
	运 力		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	対27年度
	保育所・認定こども園	0歳	人	129	130	128	127	126	124	△4.6%
3号	休月が一心をこと 0図	1•2歳	人	403	403	400	397	393	388	△3.7%
	3号認定計	3歳未満	3歳未満 人		533	528	524	519	512	△3.9%
	①<1号認定> (認定こども園及び幼稚園)		人	471	407	402	399	394	389	△4.4%
1号・2号	②<2号認定> (幼児教育の希望が強い)	3歳以上	人	471	144	143	141	140	138	△4.2%
15-25	③<2号認定> (認定こども園及び保育所)		人	741	742	733	727	719	710	△4.3%
	1号·2号認定計(①+②+③)	- Д		1,212	1,293	1,278	1,267	1,253	1,237	△4.3%
	승計 -		人	1,744	1,826	1,806	1,791	1,772	1,749	△4.2%

②対象児童に対する見込量の利用率

見込量の対象児童数に対する割合(保育利用率)は、下表の通りです。3号認定の3歳 未満については、平成27年度から平成31年度では43.5%となっています。1号・2号認 定計の3歳以上では、平成27年度から平成31年度まで97.9%から98.0%となっています。 全体では、平成27年度から平成31年度まで71.7%の見込となっています。

■見込量利用率(対象児童数に対する見込量の割合)

	区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	対27年度 増減
	保育所・認定こども園	0歳	%	34.0	34.3	34.1	34.0	34.1	34.1	Δ 0.2
3号	休月が一心をこと 0図	1•2歳	%	48.1	47.6	47.7	47.7	47.6	47.7	0.1
	3号認定計	3歳未満	%	43.7	43.5	43.5	43.5	43.5	43.5	0.0
	①<1号認定> (認定こども園及び幼稚園)		%	36.2	30.8	30.8	30.9	30.8	30.8	0.0
1号・2号	②<2号認定> (幼児教育の希望が強い)	3歳以上	%	30.2	10.9	11.0	10.9	10.9	10.9	0.0
15.25	③<2号認定> (認定こども園及び保育所)		%	57.0	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	0.0
	1号·2号認定計(①+②+③)	-	%	93.2	98.0	97.9	98.0	98.0	97.9	Δ 0.1
승計 -		%	69.3	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	0.0	

(4)教育・保育の確保方策

①教育・保育施設の定員数の現状と見込

平成 26 年度(見込)の施設数と定員数のうち、保育所については、11 箇所で認可定員 1,000 人ですが、現状では定員弾力化の適用により、定員数以上の園児を受入れて対応しています。平成 27 年度では「利用定員」(注)が 80 人増加し、1,080 人と見込み、28 年度においても同様と見込みます。平成 29 年度にはさらに 100 人増加し、1,180 人と見込み、31 年度まで同様と見込みます。

(注)利用定員:保育所には認可時点での「認可定員」がありますが、子ども・子育て支援新制度では、市の「確認」を受けて「特定教育・保育施設」となり、「利用定員」を定めることになります。

平成 26 年度、幼稚園は 4 箇所で定員 750 人ですが、平成 27 年度には 1 箇所が定員 60 人で新制度へ移行、1 箇所が幼稚園型認定こども園に移行する見込となっています。2 箇所は、新制度の確認を受けない幼稚園として存続する見込となっています。

認定こども園は、平成27年度に幼稚園型認定こども園が1箇所(幼稚園から移行)、定員200人の見込みとなっています。

このほか、市内には、小規模保育事業所等の認可外保育施設があり、保育ニーズに対応しています。

■教育・保育施設の定員数の現状・見込

単位:箇所、人

区分	平成2	6年度	平成27年周	度~28年度	平成29年度~31年度		
四月	箇所	認可定員	箇所	利用定員	箇所	利用定員	
保育所	11	1,000	11	1,080	11	1,180	
幼稚園	4	750	3	410	3	410	
うち新制度へ移行	ı	-	1	60	1	60	
うち確認を受けない	I	ı	2	350	2	350	
認定こども園		-	1	200	1	200	
合計	15	1,750	15	1,690	15	1,790	

②教育・保育の確保方策についての基本的な考え方

当市の確保方策についての基本的な考え方は、次の通りとします。

- ①確保方策は、教育・保育施設で対応することを基本とします。
- ②保育ニーズの確保方策は、年齢別、利用定員に応じて調整しています。
- ③2 号認定の教育ニーズは、認定こども園での対応となりますが、確保方策の不足分は、1 号認定の確保方策として対応することとします。
- ④当市の子どもの他市への委託と他市の子どもの当市での受託については相殺してニーズ 見込量に計上して、確保方策を定めることとします。
- ③保育ニーズについては、事業所保育施設等の認可外保育施設において 50 人程度が利用している現状があり、当面、教育・保育の確保方策の補完策として位置づけることとします。

③年度別教育・保育の確保方策

1) 平成 27 年度の確保方策

平成 27 年度における教育・保育の見込量合計 1,826 人に対して、確保方策は、教育・保育施設及び確保補完策を含めた合計 1,740 人分で対応します。

【認定区分ごとの確保方策】

- 1号認定については、見込量 407人に対して、幼稚園 60人、認定こども園 170人、確認 を受けない幼稚園 350人の合計 580人で対応するため、173人分の余裕があります。
- 2 号認定のうち「幼児教育の希望が強い:教育ニーズ」144 人に対しては、認定こども 園 30 人で対応しますが、不足分の114 人分は、1 号認定の確保方策で対応することとしま す。(幼稚園での預かり保育の利用。)
- 2 号認定のうち「保育ニーズ」742 人に対しては、保育所713 人分とともに、補完策として認可外保育施設10人分で対応することとしますが、19人分不足します。
- 3 号認定のうち 0 歳児 130 人、1・2 歳児 403 人、合計 533 人に対しては、保育所 367 人分とともに、補完策として認可外保育施設 40 人分で対応しますが、合計 126 人分不足します。

■平成 27 年度の確保方策

単位:人

									十四・ハ
	区分	 1号認定		2号認定			3号認定		合計
	四月	一与心化	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	
	見込量 A	407	886	144	742	533	403	130	1,826
	保育所		713		713	367	298	69	1,080
	幼稚園	60	\setminus			\setminus		\setminus	60
確保方策	認定こども園	170	30	30	0	0	0	0	200
	特定教育•保育施設計	230	743	30	713	367	298	69	1,340
	確認を受けない幼稚園	350	\setminus			\setminus		\setminus	350
	認可外保育施設		10		10	40	25	15	50
	計 B	580	753	30	723	407	323	84	1,740
	過不足(B-A)		△ 133	△ 114	△ 19	△ 126	△ 80	△ 46	△ 86
ŭ	過不足対策(注)		△ 19	_	△ 19	△ 126	△ 80	△ 46	_

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応することとする

2) 平成31年度の確保方策

平成 31 年度における教育・保育の見込量合計 1,749 人に対して、確保方策は、教育・保育施設等の合計 1,840 人分で対応します。

【認定区分ごとの確保方策】

- 1号認定については、見込量 389 人に対して、幼稚園 60 人、認定こども園 140 人、確認 を受けない幼稚園 350 人の合計 550 人で対応するため、161 人分の余裕があります。
- 2 号認定のうち「幼児教育の希望が強い:教育ニーズ 138 人に対しては、認定こども園 30 人で対応しますが、不足分の 108 人分は、1 号認定の確保方策で対応することとします。 (幼稚園での預かり保育の利用。)
- 2 号認定のうち「保育ニーズ」710 人に対しては、保育所726 人分とともに、認可外保育施設10人分で対応するため、26人分の余裕があります。
- 3 号認定のうち 0 歳児 124 人、1・2 歳児 388 人、合計 512 人に対しては、保育所 454 人 及び認定こども園 30 人分とともに、認可外保育施設 40 人分の合計 524 人分で対応するた め、12 人分の余裕があります。

■平成31年度の確保方策

単位:人

	区分	1号認定		2号認定			3号認定		合計
	运 力	一万沁止	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	
	_. 見込量 A		848	138	710	512	388	124	1,749
	保育所		726		726	454	352	102	1,180
	幼稚園	60							60
確保方策	認定こども園	140	30	30	0	30	20	10	200
	特定教育・保育施設計	200	756	30	726	484	372	112	1,440
	確認を受けない幼稚園	350							350
	認可外保育施設	0	10	0	10	40	25	15	50
	計 B	550	766	30	736	524	397	127	1,840
過不足(B-A)		161	△ 82	△ 108	26	12	9	3	91
i	過不足対策(注)	53	26	_	26	12	9	3	_

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応することとする

3) 平成28年度~30年度の確保方策

平成28年度

単位:人

	区分	1号認定		2号認定			3号認定		合計
	运 刀	一方沁足	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	口削
	見込量 A		876	143	733	528	400	128	1,806
	保育所		713		713	367	298	69	1,080
	幼稚園	60						\backslash	60
確保方策	認定こども園	140	30	30	0	30	20	10	200
	特定教育・保育施設計	200	743	30	713	397	318	79	1,340
	確認を受けない幼稚園	350						\backslash	350
	認可外保育施設	0	10	0	10	40	25	15	50
	計 B	550	753	30	723	437	343	94	1,740
	過不足(B-A)		△ 123	Δ 113	Δ 10	△ 91	△ 57	△ 34	△ 66
i	過不足対策(注)	35	Δ 10	_	Δ 10	△ 91	△ 57	△ 34	_

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応することとする

平成29年度

単位:人

									T- I
	区分	1号認定		2号認定			3号認定		合計
	ム ガ	一方配足	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	口削
	見込量 A		868	141	727	524	397	127	1,791
	保育所		726		726	454	352	102	1,180
	幼稚園	60							60
確保方策	認定こども園	140	30	30	0	30	20	10	200
	特定教育•保育施設計	200	756	30	726	484	372	112	1,440
	確認を受けない幼稚園	350							350
	認可外保育施設	0	10	0	10	40	25	15	50
	計 B	550	766	30	736	524	397	127	1,840
	過不足(B-A)	151	Δ 102	Δ 111	9	0	0	0	49
ú	過不足対策(注)	40	9	_	9	0	0	0	_

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応することとする

平成30年度

単位:人

		1号認定		2号認定			3号認定		合計
	运 力	一方配足	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	
	_. 見込量 A		859	140	719	519	393	126	1,772
	保育所		726		726	454	352	102	1,180
	幼稚園	60							60
確保方策	認定こども園	140	30	30	0	30	20	10	200
	特定教育•保育施設計	200	756	30	726	484	372	112	1,440
	確認を受けない幼稚園	350	\setminus				\setminus	\setminus	350
	認可外保育施設	0	10	0	10	40	25	15	50
	計 B	550	766	30	736	524	397	127	1,840
	過不足(B-A)		△ 93	Δ 110	17	5	4	1	68
i	過不足対策(注)	46	17	_	17	5	4	1	_

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応することとする

4) 計画期間の確保方策の課題と対策

計画期間における教育・保育の見込量に対して、確保方策との過不足量を整理すると、 表の通りです。

- 1号認定では、平成27年度59人分、31年度においても53人分の余裕があります。
- 2 号認定(幼児教育の希望が強い:教育ニーズ)の不足量については、1号認定の確保 方策で対応することとしているため、対策の必要な過不足量はありません。
- 2 号認定(保育ニーズ)では、平成27年度は19人分、28年度では10人分不足しますが、29年度では不足分は解消され、以降31年度まで余裕のある見込みとなっています。
- 3 号認定では、平成 27 年度で 0 歳が 46 人、1・2 歳が 80 人の不足で合計 126 人分が不足します。28 年度では合計 91 人分が不足しますが、29 年度には不足分は解消し、以降 31 年度まで余裕のある見込みとなっています。

不足分については、既存の教育・保育施設の利用定員の増加措置で対応することを基本にするとともに、適宜、認可外保育施設の利用及び特定地域型保育事業への移行を検討して、対応を図ります。

■過不足量(確保量-見込量)の整理

単位:人

区分	1号認定		2号認定		3 号 認定			
运 刀	一万心化	計	教育ニーズ	保育ニーズ	計	1•2歳	0歳	
平成27年度	59	△ 19	0	Δ 19	Δ 126	△ 80	△ 46	
平成28年度	35	Δ 10	0	Δ 10	△ 91	△ 57	△ 34	
平成29年度	40	9	0	9	0	0	0	
平成30年度	46	17	0	17	5	4	1	
平成31年度	53	26	0	26	12	9	3	

注:2号認定の教育ニーズ(不足分)は1号認定確保方策で対応

(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

①地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

事業目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。おおむね3歳未満の子ども及び保護者が対象です。

巨八	単位	実績		Ē	†画期間見込 <u>。</u>		
区分	中位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人回		11,220	11,112	11,028	10,932	10,776
確保方策	箇所	3	3	3	3	3	3

^{*25} 年度の延参加者は、子どもは実数 0 歳未満児 981 人、0 歳児 4,844 人、1 歳児 3,830 人、2 歳児 2,476 人合計 12,131 人

^{*}現在、子育て支援センターは市内3箇所

②時間外保育事業

事業目的

就労形態の多様化等に伴う保育の需要に対応するため、安心して子育てできる環境整備の一環として、開所時間を超えた保育に取り組み、子どもの福祉の向上を図ることを目的とします。

事業内容

保育所等において、11時間の開所時間を超えて保育を実施します。

量の見込み・確保方策

豆八	単位	実績	計画期間見込量						
区分	単位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度		
量の見込み	人		253	251	249	246	243		
確保方策	箇所	9	9	9	9	9	9		

*平成25年度の実績数は、11時間の開所時間を超えた年間実利用人数であり、計画期間見込み量(標準的算出)は、18:00以降の利用希望で算出しているため人数が過大となる。(実績数及び利用希望は開園日全日とは限らない。)

例 7:30 開園 \rightarrow 11 時間後 \rightarrow 18:30 閉園 である場合平成 25 年度実績にはカウントされず、計画期間見込み量にはカウントされるため過大となっている。

また、年に数回程度の利用希望であってもカウントされる。

*各園において、延長部分の保育士の確保ができれば問題はないと考えられる。

- ③在園児を対象とした預かり保育(延長保育、一時預かり)
- 4)一時預かり、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイ

事業目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とします。

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。

量の見込み・確保方策

「幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育(延長保育、一時預かり)」

区公		単位	実績計画期間見込量						
L	区分		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	38,130 2 39,502	
1号認定利用		人日		1,434	1,418	1,405	1,389	1,372	
量の見込み	2号認定利用	人日		39,851	39,398	39,035	38,613	38,130	
確保方策		人日	58,701	41,285	40,816	40,440	40,002	39,502	
		箇所	4	4	4	4	4	4	

^{*}実績 58,701 人は、平成 21 年度から平成 25 年度の預かり保育実績から推計。

^{*}幼稚園は現在4箇所。今後、各園の利用定員を設定するが、現在の利用状況を勘案し、決定することになる。現時点での利用量が推計見込み量を上回っているため調整必要はないと考えられる。

量の見込み・確保方策

「一時預かり、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイ」

	区分		実績		計	·画期間見込	三 里	
	运 刀	単位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日		4,420	5,020	5,620	6,220	6,821
	一時預かり	人日	3,378	3,876	4,374	4,872	5,370	5,869
確	(保育所)	箇所	4	4	5	6	7	8
保	ファミリー・サポートセ	人日	478	544	646	748	850	952
方	ンター(病児等除く)	箇所	1	1	1	1	1	1
策	10/=/17=/	人日	0	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	箇所	0	0	0	0	0	0

- *ファミリーサポートセンター事業実績は、年間 986 時間であったものを就学児・未就学児に分割し、未就学児のみ掲載した。
- *量の見込み (調整後) については、実績値を大幅な乖離があるため、平成 31 年度の数値に、アンケート設問にあった「日常的に祖父母等の親族に看てもらえる」割合の 37%を減算した。 結果、(9,317 人× (100%-37%)) = 5,869 人を算出し徐々に増えていくようにした。
- *一時預かりでは、保育所が主に一時預かりの受入箇所となり、実施保育所を年1箇所づつ増やしていきたい。
- *トワイライトステイ事業は、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業であるが、現在利用している状況もなく、また、実施市町村も平成24年度実績で343箇所となっている。委託先を決定し、委託すること自体が困難な事業である。

⑤病児保育事業

事業目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とします。

事業内容

子どもが病気の「回復期に至らない場合」や「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に保育します。(病児、病後児対応型)

区分		単位	実績		計	画期間見込	里里	
	区方	中位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<u> </u>	量の見込み	人日		600	594	589	583	575
	病児·病後児対	人日	279	800	800	800	800	800
確	応型	箇所	1	1	1	1	1	1
保	体調不良児	人日	0	0	0	0	0	0
方	対応型	箇所	0	0	0	0	0	0
策	ファミリー・サポート	人日	0	0	0	0	0	0
	センター(病児)	箇所	0	0	0	0	0	0

^{*25} 年度の実績値は 25 年 9 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの利用者数 163 人を 7 月で除し、12 月を乗じた人数

^{*}現在1日4人病児が利用でき4人×200日開設でも800人が利用できる。

^{*}体調不良児対応型とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、 安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る。(看護師等1名 以上で2名まで預かり可、安静なスペース確保、医療機関との連携が必要)

^{*}ファミリーサポートセンターにおいても病児等の預かりを実施することができるが、預かる前または預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者との協議のうえ、預かりの可否の判断は必要であり、また、協力会員への研修が必須となっており、現在、当市では実施していない。

⑥就学時のファミリーサポートセンター

事業目的

乳幼児(前出)や小学生等の子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、 子どもの預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する 連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

事業内容

ファミリーサポータセンターを設立し、会員の募集・登録、相互援助活動の調整、講習 会の開催を実施します。

区分	出任	実績	計画期間見込量				
运 力	単位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日		243	240	237	235	232
確保方策	人日	508	243	240	237	235	232
	箇所	1	1	1	1	1	1

^{*}ファミリーサポートセンター事業実績は、年間 986 時間であったものを就学児・未就学児に分割し、就学児のみ掲載した。

^{*}平成25年度実績数よりも見込み数が少数であるため調整はしない。

⑦子育て短期支援事業(一時預かり)

事業目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。

事業内容

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に児童養護施設において養育・保護を実施します。

区分	単位	実績計画期間見込量					
运 方	甲亚	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日		7	12	21	28	35
確保方策	人日	0	7	12	21	28	35
	箇所	0	1	1	1	1	1

^{*}当市ではこの事業を現在実施していません。

^{*}量の見込み(調整後)については、アンケート設問にあった「日常的に祖父母等の親族に看てもらえる方がいない」割合の 8.3%を 31 年度に乗じ(423 人×8.3%) ≒35 人を算出し徐々に増えていくようにした。

^{*}今後、1施設との委託契約を締結する方向で検討していく。

8 乳児家庭全戸訪問事業

事業目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児 及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、 助言その他の援助を行うことを目的とします。

事業内容

生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を訪問し、「育児に関する不安や悩みの傾聴、相談」、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整」を行います。

ΕΛ	単位	実績	実績計画期間見込量				
区分	中位	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳児推計予定数	人	385	379	375	373	369	364
量の見込み	人	319	370	366	364	360	355
確保方策 (実施体制、実施機関)		直営健康増進センター	直営 健康増進 センター	直営健康増進センター	直営健康増進センター	直営健康増進センター	直営健康増進センター

⑨養育支援訪問事業

事業目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その教育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とします。

事業内容

家庭を訪問し、「妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した 妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援」、「出産後間もない時期の養育者に対する育児 不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援」、「不適切な養育状態にある家庭など、 虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善のための相談・支 援」を行います。

巨八	単位	実績		턹	画期間見込	里里	
区分	甲亚	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳児推計予定数	人	385	379	375	373	369	364
量の見込み	人	179	92	92	91	90	90
確保方策 (実施体制、実施機関)		直営 健康増進 センター	直営 健康増進 センター	直営健康増進センター	直営 健康増進 センター	直営 健康増進 センター	直営健康増進センター

⑩妊婦健康診査

事業目的

母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定により、妊婦に対して必要な時期 に必要な回数の健康診査を行い、安全な妊娠・出産に資するために妊婦の健康の保持増進 を図ることを目的としています。

事業内容

医療機関に委託し妊婦に対する健康診査を14回実施します。

巨八	単位	実績		画期間見込	込量		
区分	甲亚	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳児推計予定数	人	385	379	375	373	369	364
量の見込み	回	4,607	5,306	5,250	5,222	5,166	5,096
確保方策		委託	委託	委託	委託	委託	委託
(実施体制、実施機関)		医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関

^{*}量の見込みは出生児童(0歳児推計予定数)の約14倍(回)を見込んだ。

⑪放課後児童健全育成事業

事業目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終 了後等に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、そ の健全な育成を図ります。

事業内容

授業の終了後等に適切な生活の場を提供するために保護者会等に事業を委託します。

-	7.A	単位	実績		計	画期間見込む	皇里	
12	区分		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の	見込み	人		522	516	510	504	499
	利用児童数	人	387	522	516	510	504	499
確保方策	箇所数	箇所	13	17	17	17	17	17
	職員数	人	56	64	64	64	64	64

資 料

結城市子ども・子育て会議設置条例

結城市条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、第3条に規定する事項を処理するため、結城市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この条例において、「特定教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所であって、子ども・子育て支援法第27条により市が確認した施設をいう。
- 2 この条例において、「特定地域型保育事業」とは、次に掲げる家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育であって、子ども・子育て支援法第29条により市が確認した事業をいう。
- (1) 家庭的保育とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- (2) 小規模保育とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として 行われる保育をいう。
- (3) 居宅訪問型保育とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- (4) 事業所内保育とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 3 この条例において、「子ども・子育て支援事業計画」とは、子ども・子育て支援法第 61条に規定する計画をいう。

(所掌事務)

(委員)

- 第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
 - (3) 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画の策定に関すること。
 - (4) その他子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。
- 第4条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱するものとする。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 委員は、自己又は配偶者が運営する施設又は事業に関する事案については、除斥されるものとする。ただし、他の出席委員の同意がある場合は、出席し当該事案についての意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席 を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、 会議に諮り決定する。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

結城市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成25年9月1日から平成27年8月31日まで

番号	区 分	所属する団体名	氏 名	備考
1	子育て支援	結城市医師会	宮 田 彰	会長
2	子育て支援	結城市歯科医師会	城 戸 衛	
3	子育て支援	結城市子ども会育成連合会	川 俣 日登美	
4	子育て支援	結城市民生委員児童委員協議会	湯 本 千枝子	
5	子育て支援	ゆうき子育て支援隊	稲 葉 里 子	職務代理者
6	子育て支援	青少年育成結城市民会議	川面七郎	
7	子育て支援	結城市青少年相談員連絡協議会	佐 藤 光 子	
8	教育関係	結城市PTA連絡協議会	阿 部 あかり	
9	教育関係	結城市校長会	赤木信之	
10	教育関係	結城市私立幼稚園連合会	滝 田 昌 孝	
11	保育関係	結城市保育連絡会	宮田サキ子	
12	保育関係	結城市学童保育連絡協議会	永 田 博 重	
13	子育て支援	筑西児童相談所	後藤幸夫	
14	子育て支援	筑西保健所	市川定子	
15	子育て当事者	一般公募	太 田 美恵子	
16	子育て当事者	一般公募	大 鷹 美智代	

策定の経緯

年月日	内 容
平成25年10月10日	平成25年度第1回結城市子ども・子育て会議
	・子ども・子育て支援新制度について
	・アンケート調査について
平成25年12月10日	アンケート調査
~平成25年12月25日	・対象者 0~5歳の児童の保護者 1,500世帯
平成26年2月6日	平成25年度第2回結城市子ども・子育て会議
	・アンケート結果について
	・保育園定員変更について
平成26年7月4日	パブリックコメント実施
~平成26年7月25日	・条例(案)について
	①放課後児童健全育成事業の設置及び運営
	②特定地域型保育事業の運営
	③家庭的保育事業等の設備及び運営
平成26年7月24日	平成26年度第1回結城市子ども・子育て会議
	・区域の設定について
	・教育・保育施設に係る量の見込みについて
	・教育・保育施設の提供体制について
	・条例(案)について
	①放課後児童健全育成事業の設置及び運営
	②特定地域型保育事業の運営
	③家庭的保育事業等の設備及び運営
平成26年11月27日	平成26年度第2回結城市子ども・子育て会議
	・保育園定員変更について
	・子ども・子育て支援計画について
	・結城市特定教育・保育の利用に関する条例(案)について
	・保育料(案)について
	・認定こども園意見書について
平成27年1月22日	平成26年度第3回結城市子ども・子育て会議
	・結城市子ども・子育て支援事業計画(案)について
	・認定こども園への移行のための意見書の交付について
	・保育料について
平成27年1月27日	パブリックコメント実施
~平成27年2月16日	・結城市子ども・子育て支援事業計画(案)について
平成27年3月19日	平成26年度第4回結城市子ども・子育て会議
	・結城市子ども・子育て支援事業計画(案)について
	・特定教育・保育施設の利用定員の設定について

結城市子ども・子育て支援事業計画

発行日:平成27年3月

発 行:結城市

編 集:結城市 子ども福祉課

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447

電 話:0296-32-1111 (代) FAX:0296-33-6628

URL:http//www.city.yuki.lg.jp/